

東日本大震災により被災した被保険者等に係る介護保険利用者負担の減免基準の一部を改正する基準

東日本大震災により被災した被保険者等に係る介護保険利用者負担の減免基準の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
2 実施内容 (1) 減免の対象となる被保険者 ア～ウ [略] (注1) 被保険者個人の合計所得金額(※1)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額の適用がある場合には、当該合計所得金額から当該特別控除額を控除して得た額)(※2)633万円以上を基準とする。 ※1 [略] ※2 具体的には、以下の(1)～(8)となる。 (1)～(5) [略] (6) 特定の土地(<u>平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間</u>)に取得した土地等であって所有期間が5年を超えるもの)を譲渡した場合の1,000万円(最大) (7) 令和2年7月1日から令和<u>7</u>年12月31日までの間に低未利用土地等を譲渡した場合の100万円(最大) (8) [略] (注2) 以下の区域等をいう。 (a)～(e) [略] (f) <u>令和4年度</u>に指定が解除された旧特定	2 [同左] (1) [同左] ア～ウ [同左] (注1) [同左] ※1 [同左] ※2 [同左] (1)～(5) [同左] (6) 特定の土地(<u>平成21年及び平成22年</u>に取得した土地等であって所有期間が5年を超えるもの)を譲渡した場合の1,000万円(最大) (7) 令和2年7月1日から令和<u>4</u>年12月31日までの間に低未利用土地等を譲渡した場合の100万円(最大) (8) [同左] (注2) 同左 (a)～(e) [同左] (f) <u>令和4年度及び令和5年4月1日</u>に指

復興再生拠点区域（葛尾町の一部、大熊町の一部、双葉町の一部及び浪江町の一部） <u>(g) 令和 5 年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（飯舘村の一部及び富岡町の一部）</u> （２）～（４）　[略] ３　適用年月日 令和 <u>6</u> 年 4 月 1 日	定が解除された旧特定復興再生拠点区域（葛尾町の一部、大熊町の一部、双葉町の一部、<u>浪江町の一部及び富岡町の一部</u>） [新設] （２）～（４）　[同左] ３　適用年月日 令和 <u>5</u> 年 4 月 1 日
備考　表中の [　]　の中の記載は注記である。	